

合川正道の憲法学講義をめぐって(二)・完

——英吉利法律学校の教科内容の一齣——

- 一 明治憲法制定前の「憲法学」——はじめにかえて
- 二 「代言人社会」改革の指針と合川正道
- 三 合川のイギリス流法観念
- 四 憲法講義の内実(一) (以上前号)
- 四 憲法講義の内実(二) (以下本号)
- 五 憲法講義の内実(三)
- 六 「国憲」の制定過程とイギリス流憲法の命運——結びにかえて

金原左門

四 憲法講義の内実(二)

合川は、さきにふれたように憲法の定義と「憲法ノ職分ノ二段階」について紹介した後に、講義のプランを提示している。

譬へハ余ノ講義ヲ第一第二ノ兩編ニ別ツトセンニ第一編ハ主権ノ分配ヲ説キ第二編ニハ主権ノ支配ヲ説クヘキカ
如シ故ニ人民カ政府ニ対シテ有スル処ノ権利ハ第二編ニ属スルモノトス今夫レ定義上ヨリ見ルトキハ政治機関ノ
組織ヨリ論スヘキ至当ナレトモ予ハ其順序ヲ顛倒シテ人民自由権ノ保護ヨリ講述セント欲ス(合川正道講義『憲
法』中央大学、一六一―一七ページ)

憲法を講義するにあたって、合川がまず人民の自由権からはじめようとしたのは、不文律のイギリス憲法の本質を重視してのことであった。合川は、「人民各自ノ自由」をイギリス憲法の本質であると認識し、このことを『憲法』の緒言で明記している。そのうえで、講義を人民の自由権の保護からはじめる理由を三点にわたってのべていた。

第一点は、イギリスの政治機構・組織にかんしては、その知識は普及しているが、人権をめぐる著述については知られていないとみる合川は、だからこそ、講義を人権問題からとりあげるといふ。この理屈づけが、説得力のある説明になっているかどうか、たとえば、「コモンウェルス」、「キングダム」としてのイギリスの政治機構の組織・制度の関連については、当時、詳細に理解されてはいない。せいぜいその立憲君主制、この政治体制のもとでの議院内閣制の制度の運用を把握している程度である。この国の議会制度については、すでに明治改元そうそうの明治二年(一八六九) 福沢諭吉が『英国議事院談』を刊行して以来、広く知られる情報材料が提供されるようになっていた。ちな

みに、福沢のこの書物は、W・T・ブランドとG・W・コックスの『科学・文学・芸術辞典』のうちの「議事院」の部分を出し、イギリスの議会制民主主義に関連して、B・ブラックストーンのイギリス法と、D・イギリス史などを抄訳して再構成したものである（『福沢諭吉全集』第二巻、岩波書店、四八四―五三五ページ）。また、その後、イギリス流の議会制度については、板垣退助、後藤象二郎らの「民撰議院設立建白書」（明治七年）を嚆矢として、自由民権運動期における豪農民権レベルでの国会開設請願運動や私擬憲法草案の作成、あるいは各地での民権結社の活動としての学習会で、共通の理解をうる基盤はひろがっていった。だからといって、合川がいうように、イギリスの政治機構や制度について全般の「其梗概ニ通セルコトト仮想」することは無理なようである。

第二の理由として、合川は、イギリス憲法は「人民各自ノ自由」が主旋律となつて一二〇〇有余年の星霜を経てきたのであるから、その全貌をとらえるうえでも「人民自由権ノ保護」より講義をはじめることがプラスになるはずであるとのべている。そして、合川は第三の理由として、イギリスの憲法は、「其社会ノ進歩ト共ニ自然ニシテ発達」したものと把握し、したがって、「歴史ニ依ラサレハ之レ（憲法―引用者注）ヲ知ルコト能ハス」と論じている。この事由からして、合川は、「人民自由権ノ保護」から講義をはじめめることは、必然的に歴史上の事実におよぶことになり、かえってイギリス流の憲法の全体をとらえることになるという。

合川の講義のとりあげかたについての以上の三つの理由づけは、『憲法』の「緒言」（一七―二〇ページ）にしるされてはいるが、ここで、補則すれば、以下の文脈は、合川のイギリス憲法の講義への姿勢を示すものとして、一応、意にとめておかなければならない。

注意スヘキモノ三アリ第一現今在ル処ノ憲法ヲ取テ其何タルヤヲ知ラシムルコト是レ憲法学者ノ務メナリ第二如

何ナル理由ニヨリテ現今ノ如クナリタルヤ則チ憲法ノ沿革發達ヲ知ラシムルコト是レ憲法史ヲ講スルモノ、任ナリ第三其憲法ノ是非得失ヲ論スルコト是レ政論家ノ職ナリ如此ク以上三者ノ區別ハ理論上明カナルカ如シト雖モ實際ニ至リテハ如此ク判然區別シ得ヘキモノニアラス何トナレハ憲法ヲ講スルニハ自然歴史上ヨリ論セサルヘカラサルコトアリ之ニ加フルニ我邦ニ於テ英國憲法ヲ講スルノ目的ハ之レヲ学ヒテ以テ憲法上ノ原則ヲ研究スルニアルヲ以テ往々政論上ニ涉リテ其利害得失ヲ説カサルヘカラサレハナリ（前掲書、一九ページ）

この主張は、合川の独自の持論であるのか、それとも一八八〇年代の半ば、すなわち明治一〇年代後半の東京大学の法科関係者、あるいは元老院の若干の法律エキスパートの間での議論の一傾向を示すものであるのか、その事情は想像するしかない。しかしいずれにしても、現存する国家基本法としての各国の憲法の特質をその歴史的経緯をあきらかにしていくことと峻別しながら、憲法学習の基本にすえ、憲法学者の任務と政論家の憲法評論を区別しているのが、合川の持ち味であった。が、このことに増して注目すべきことは、合川がイギリス憲法を講義する目的は、憲法上の原則を研究することにあると説いていることである。

合川が、憲法の基本原理を研究するうえでイギリス憲法に準拠しようとしているのは、「欽定憲法」の形と手続にもとづき「君位君権」主義にたつて、伊藤博文を中心に日本の憲法制定の取調と構想を進めていることを考慮にいれば、むしろ異色であったといえよう。イギリス憲法が他の国の憲法と異なるのは、「人民自由ノ保護」を主眼とするところにあるというエモス説を援用する合川は、この説を「裏面ヨリ言ヘハ凡テ其安寧ヲ保護スルニ必要ナル程度ヲ超過シテ人民各自ノ自由ヲ制限スルカ如キ法律ヲ制定スルハ憲法ニ違反スル者ナリ」とのべている（前掲書、二〇

一二二ページ)。合川は、伊藤等の憲法制定作業をどれほど熟知していたかどうかは分らないが、あきらかに伊藤等の構想にたいして批判する視点にたつ憲法論である。

そこで、合川は、人民各自の自由を尊重するイギリス憲法の原則である人民自由権の保護から講義をはじめのは、「法律家を養成」しようとする英吉利法律学校の目的にもつともかなうものであると書いている。そこで、合川は、政府を組織し法律を制定するのは人民の自由を保護する手だてであり、法律の制定・租税の徴集も「下院議員ノ同意承諾」を必要とする説く。そのうえで合川は、「人民各自ノ自由」を保障し、「専制政府ノ弊害ヲ防遏」する議會制民主主義の意味、裁判における陪審制と人民の自由の関係についてふれ(前掲書、一二二ページ)、そのうえで、人民の自由権利の内容にはいつていく。

合川は、そこですま「人身ノ自由」、「言論ノ自由」、「集会ノ自由」についての三つの法典の内容について講述している。もちろん、彼は、政治過程における人民の権利、すなわち、立法、参政の権利等について言及すべきであることを十分意識しながら、講義では、三つの自由権利にとどめている。講義録では、その理由について、こうしるしている。

身体言論集会等ノ自由ナケレハ仮令ヒ立憲政体ヲ建設スルモ良政治ヲ期ス可カラサレハナリ要之一国政体ノ良否ハ此ノ三点ノ諸権利ノ伸縮如何ヲ以テ標準トナス程ノ大切ナル要点ナレハ余ハ右三点ニ干スル法典ノ事項ヲ逐次説明セント欲スル也(前掲書、二四ページ)。

「人身自由権」について、合川は、「適法ノ方法ニヨルニ非サレハ其身体ヲ拘束監禁セラレサルノ権利」であると紹

介して、イギリスでは成文法がないにもかかわらず「人身自由権」が、歴史をたどるなかで拡張されてきた事由にふれている。まずその源泉について、合川は、一二一五年、一二二五年のマグナ・カルタ (Magna Carta) の第三九条にこれをもとめている。マグナ・カルタについて、合川は割注で「ジョン帝ノ時其虐政ヲ禁制スル為メ締結セシ条例」と説明している。当時としては要領のよいコメントであるが、ジョン王から直接に受封しているバロンが、王の王権伸張のために圧制を受け両者が抗争をつづけるなかで、これまた王の失政に苦悩する都市の商人層を味方につけ、王を屈服せしめて成立したのが一二一五年のマグナ・カルタであった。この一二一五年のマグナ・カルタは、周知のように、バロンの地位を強化しすぎ、ジョン王の懇請を受け容れた教皇イノケンティウスにより無効とされた結果、修正されて一二二五年の新マグナ・カルタがつくられたのである。

マグナ・カルタは、もともと封建制度の温存の性格をおびた文書であったが、その後、一三、四世紀から以降にかけて、封建制が崩れていくのに対応して、マグナ・カルタのもつ封建的な要素のもつ比重が強まり、近代的な意味での自由と人権を保障するまさに「イギリス人の自由の守護神」とされてきたのである。その重要な意味をあたえたのが第三九条である。以下は田中英夫訳による。「第三九条 自由人は、その同輩の合法的裁判によるか、または国法によるのでなければ、逮捕、監禁、差押、法外放置、もしくは追放をうけまたはその他の方法によって侵害されることはない。朕も彼の上に赴かず、また彼の上に派遣しない」(高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、四五―四六ページ)。なお、この条文の一部にラテン語・英語の叙述および解釈の係争点が二点にわたって割注のかたちではいつているが、ここでは省略した。

ところで、合川は、マグナ・カルタを契機としてイギリスにおける人身の自由の拡張にかんし、人身保護令状

(Writ of Habeas Corpus) と一六七九年の人身保護法 (Habeas Corpus Acts) に言及している。この「ハイビラス・コーパス」は、あらためて説明するまでもなく、法廷もしくは裁判官の面前に「身柄」を提出する意味である。そして、この趣旨を命じる国王の令状のことを人身保護令状と呼ぶらしい。人身保護令状は、もともとは裁判の円滑な進行をはかり、人権を保障するために当事者や参審員らの身柄を拘束してその出廷を確保することを目的とする令状で、二一か条にわたって詳細に規定をしていた。というのは、この間スチュアート期に国王が国会と抗争をくりひろげ、国王の専制ぶりは憎悪の的になっていたからである。そこで、コモン・ロー裁判所が星室裁判所で裁判のために拘束された者にたいして人身保護令状を発して救済をあたえ、そのことが国王の専制に反対する人びとのあいだで歓迎を受け、そこから人身保護令状が人権の保障のために不可欠であるという見解が生まれたという。実際、ここにいたるまで、人身保護令状の効力にかんして、たとえば、王座裁判所または民訴裁判所が休廷期間中に人身保護令状の発給を拒否したり、被拘束者を海外に移すということがおこなわれ、その効果は滅殺されていた。それだけに、さきの一六七九年の人身保護法は、個人の自由の保障をより実効的なものとしていた(前掲『人権宣言集』六三一六五ページ参照)。

合川が私学の英吉利法律学校で「ハイビラス・コーパス」を講義した事実は、その中味の程度はどうあれ、自由の原則の歴史的前提として重要である。と同時に、合川がベルギー国の憲法の第七条にふれていることにも注目してよい。ベルギー国憲法第七条の条文とは、以下のとおりである。「個人の自由は、これを保障する。何人も、あらかじめ法律の定めた場合に、法律の定める形式によるのでなければ訴追されない。現行犯の場合を(第二項引用者注)のぞいては、何人も、裁判官が理由を付して発する令状によらなければ、逮捕されない。逮捕状は、逮捕のとき、または遅くとも逮捕の

ち二四時間以内に、これを示さなければならぬ」(前掲『人権宣言集』二五〇ページ)。合川が、ベルギー国憲法を講義にとりあげたのは、第七条が明記するように、人身の自由の保護を成文法で強固不動のものとして保証しているからであった。しかも、ここではとくに現行犯のケースをのぞいて裁判官の発する令状によらなければ、逮捕されないということと令状の効力についてふれている第七条二項の保護方法を重視している。

ベルギー国憲法を合川がどのような参考文献にもとづいて講義を進めたのか、それとも東京大学で習得した知識に依拠して講義録を作成し教室で講述したのか、よく分らないが、いずれにしても重要である。そこには、不文律のイギリスの憲法の人身の自由を成文法のベルギー国憲法で裏打ちしようとしている動機がうかがえる。こうして、合川は、イギリスの人身の自由の保障について、つぎのように積極的に説明していく。

此原則(適法の令状がなくして何人といえども逮捕されないとする慣習法上自明の原則―引用者注)ハ何故ニ厳確ニ適用セラル、ニ至リタルヤト云フニ茲ニ二大原則アリテ大ニ此ノ原則ノ適用ニ勢力ヲ付与シタルモノ、如シ其ニ大原則トハ何ソヤ第一ニ何人ト雖モ不適法ナル行為ヲナシタルモノハ其主君長官ノ命令ヲ申立テ、其責任ヲ免ル、コトヲ得ストノ原則之レナリ之ハ尤モ貴重セラル、原則ニシテ独リ人身上ノ自由ヲ保護スルノ効アルノミナラス財産上政治上ノ諸権利ヲ保護スルノ基礎トモナレリ(中略)第二ノ原則ハ英国ノ裁判官ハ損害ノ大小ニ関セス総テ権利ヲ犯サレタルモノハ其救正ノ権ヲ付与スルトノ原則之レナリ故ニ苟モ不法ノ所為ヲ以テ自由権ヲ犯シタルトキハ相当ノ罰ニ処セラレ且ツ被害者ニ向テ相当ノ賠償ヲナスノ責任アリ(合川正道講義『憲法』二六一―二七ページ)。

合川の憲法講義の特色は、すでにのべたごとく歴史的アプローチをとっていることである。以下の文章の一節は、その好例であろう。

既ニ英国人民ハ人身自由権ノ貴重ナルコトヲ知り又千七百年代ノ末ニ「マクナカータ」ノ發布以来無記名令状ノ無効トナリタルヲ以テ英国人民ノ自由権ハ愈々完全トナレリ国体ノ有様ニ於テハ明カニ人身自由権ヲ保護スルノ成文憲法アルモ其実自由アルヤ否ヤ明カナラサル国アリ英国ノ如キハ人身自由ニ干スル原則アリテ其明文アルト否トニ干セス人身ノ自由ハ益々發達スルニ至レリ之レ以テ単ニ成文法ノ依頼スヘカラサル理ノ一斑ヲ悟ルニ足ラシム(前掲書、三四―三五ページ)。

もつとも、不文律の憲法において人身の自由の保障が充実、発展をみせたいきさつを説明するさいには歴史的にとらえなおすことが有効であるかも知れない。

五 憲法講義の内実(三)

合川の人身の自由についての講義は、密度が高い印象を受ける。その理由を講義録に求めてみると、合川は歴史的アプローチをとるさいに、不文律の構造をあきらかにしている点にとらえることができそうである。まず合川が着目しているのは、「先規古例」で、先例法の良否、取捨をする役割をになう裁判官の存在を、合川は指摘している。そして、裁判官の裁量に決定的な影響をおよぼす世論現象にも注目し、世論が法律を左右する力があるからこそ、「政治徳義」を生み、そのことが「完美ノ憲法」をもたらしていると、合川は説明するのであった。

また、合川は、人身の自由について、イギリスの場合、人身の自由の侵害を予防する方法とあわせて、侵害された場合、その自由を回復する方法があることに言及している。そして「囚人携出令状」の執行についてくわしく紹介し、さらに、人身保護法と「公益」との関連、すなわち公共の福祉のために人身保護法を停止することにふれているが、ここでは省略することにした。

合川は、論を進めて「言論出版ノ自由」をとりあげていく。その特徴について、以下のようになっている。

英国ノ言論出版ノ自由ニ関スル法典ハ仏蘭西白耳義ノ憲法ニ比照スレハ劣等ノ位地ニアル如キ疑アルモ其実ハ却テ之ニ超過スルノ自由權利ハ發達スルノ状態ナリ即チ英国ノ言論出版ノ自由ハ讒謗律ニテ言論出版ヲ制限シタル余地ニ於テ發達スルモノナリ尚ホ之ヲ換言スレハ英国ノ言論出版ノ自由ハ法律外ニ於テ間接ニ成立スルモノト云テ可ナラン乎（前掲書、五五ページ）

こうして、合川はイギリスの言論出版の自由に関連して讒謗律をめぐる歴史の視点を加味し、さらに次のように特色づけていた。

言論ノ自由ハ其当時ノ政府若クハ議院ノ施政如何ニヨリテ広クナルコトアリ又狭クナルコトアリテ一概ニ法律ヲ以テ確然タル境界ヲ定ムルコトヲ得スシテ只タ陪審官ノ判定ニ任スルヨリ他ニ方法ナキモノナリ

宗教ニ関スル言論ニ付キテハ厳正ナル法典アリシモ習慣上自然ニ法典通りニ執行セサルコト、ナレリ即チ耶蘇國教ニ対シテ信仰心ヲ妨害スルトキハ之ヲ「プラスフェシー」ト称スル背徳ノ所為トシテ政府ニ対スル讒謗ト同シク刑事上ノ罪悪アルモノトス然レトモ近世ニ至リテ宗教上ノ言論ハ大ニ自由ニスル与論ノ傾向アルヲ以テ陪審官

モ言論自由ノ区域ヲ広く解釈セリ (前掲書、六一ページ)

合川は、この文言で明示しているように、言論、出版、宗教の自由の拡大について、陪審員の役割と与論の力を強調している。

英国ニ於テハ厳正ナル宗教言論ノ自由ニ干スル法典アルニ拘ハラズ人民ハ此ノ如ク宗教言論ノ自由ヲ得タルハ必竟与論ノ方向如何ヲ指示スル陪審ノ制度アルヲ以テナリ之レ又一概ニ陪審制度ヲ擯斥ス可カラサルノ一証ナリ (前掲書、六二―六三ページ)

こうして、合川は、「英法ノ精神ハ犯罪ヲ予防スルニ非スシテ犯罪ヲ懲罰スルニアルモノナリ」と書き、イギリス人民が自由を發達せしめた事情を徹底的に説いていた。その例証として、合川はイギリスにおいて「検稿法」、いいかえれば検閲の法がないこと、新聞紙、あるいは著述上の犯罪の嫌疑が生じた場合には、「行政警察上ノ処分」に付すことはしないで普通の裁判の手續にゆだねていることを紹介し、この視角からあらためて陪審制度の役割にふれ、「陪審官ハ英国憲法上枢要ノ位地ヲ占ムルモノナリ」(前掲書、七〇ページ)とのべていた。

合川は、憲法講義録の最後で、陪審制度についてその概略にふれている。それというのも、陪審制度がイギリスにおいては、法廷上だけでなく、政治上の自由権利の發展に影響をあたえている關係を合川は重視するからである。そして、さらに、この制度がイギリス人民の遵法思想を促進していると合川は紹介し、官吏と人民と共同して裁判していく事実を、イギリス人は「人民共同ノ法律」と称しているという。そしてこう結論づけていた。

英国人民ノ法律ヲ貴重スル思想ノ盛ナルハ復タ以テ自由制度ノ成立スル所以ノ秘訣ナリ蓋シ尊法心ノ薄弱ナルト
キハ到底真正ノ自由制度ハ期ス可ラサルナリ（前掲書、七二ページ）

右の引用文が、合川の憲法講義録の最後の一節である。講義録としてみたとき、このような終りかたでは不十分な印象をまぬがれないが、おそらく講義録として完璧を期したものではなからう。そう推定できる。しかし、合川が、イギリスの憲法をつらぬいている自由と権利について講義のなかで執拗なまでに学生に説こうとするその情熱は、この講義録のなかからうかがうことはできよう。

ところで、合川は、この講義録以前に私家版として『憲法原則』（一八八一年）をまとめている。この小冊子は、合川の処女著作であり東京大学法学部研究室の所蔵であるが、家永三郎編著『日本憲法学の源流 合川正道の思想と著作』（法政大学出版社）のなかに収録されている。『憲法原則』は、家永編著本の三九ページから五六ページにわたる分量であるので、文字どおり小冊子である。にもかかわらず、この小著は、これまでとりあげてきた合川の『憲法』のイギリス憲法の自由論の前提として、合川の憲法学の骨格を理解するうえで、すこぶる重要な手がかりになっている。

合川は、『憲法原則』の緒言で「憲法ナル者ハ主治者被治者ノ関係ヲ規定スル者ナリ故ニ二者各自ノ分限ヲ確立制定スルコトハ即憲法ヲ創制スルノ基礎ト云フベシ此基礎ヲ定メ然ル後始メテ彼此相互ノ関係如何ヲ規定スル法程規則ヲ設立ス可キナリ」とのべ、この国の基本法としての憲法の生命は、「人民ノ安寧ヲ保護シ幸福ヲ開達スルノ良具ナリ」と論じていた（家永三郎編著『日本憲法学の源流 合川正道の思想と著作』法政大学出版社、三九―四〇ページ）

ジ)。

『憲法原則』は、一種の法学概論めいた、しかも概念法学のような法規の概念を論じていく性格をおびた本でもあり、はじめに、私法と公法についてふれ、公法にぞくする「万国公法」と區別して、憲法にかんし、つぎのように論じている。「政府ト人民トノ關係ヲ定ムル者之ヲ国法即『ポリチカルラウ』或『ステートラウ』ト名ツケ其成文律ト成レルヲ呼テ憲法即『リッテンコンスチューション』ト云フ」(家永編著前掲書、四一―四二ページ)。そして、「不文国法」と「成文国法即憲法」に言及し、その法体系の異同を説明し、イギリス憲法の理解の一助となっている。

また、この『憲法原則』は、憲法の三大綱について政府と人民との権利義務の観点からつぎのように説いている。

第一 政府ト人民トノ万般ノ關係ノ大本

第二 政府カ其委任サレタル權ヲ以テ行フ所ノ事務ノ秩序

第三 政府カ其權ヲ行フニ必要ナル資力タル財力及兵力ヲ得ルノ道

憲法ハ又左ノ三箇ノ要点ヲ明カニスル者ナリ

第一 政權ヲ委任セラルベキ者ヲ定ムル事

第二 此政權ノ運用ヲ制限スルノ法

第三 政權ヲ制限スル法ヲ維持スルノ方法

以上憲法ハ政府ト人民トヲ目的トナス者ニシテ政府ト人民ノ二者ハ相合シテ一ノ国家ヲ成ス者ナルヲ以テ今一步ヲ進メ国家ナル者ノ何タルヲ弁ス可シ(家永編著前掲書、四三ページ)。

こうして、合川は、国家について論及し、「社会契約説」「神造説」を紹介し、そして主権と与論、法律、公衆の關係についてふれていく。というのは、合川は、「主権ハ与論法律及公衆ノ力ノ三ヲ仮リテ其形ヲ顕ハス者ナリ」（家永編著前掲書、四六ページ）と書き、そのかわりについて説明していた。

与論トハ人民一体ノ意志心術ニシテ其向背ハ以テ事ノ濟否ヲトスルニ足ルベシ……実ニ与論ハ社会行動ノ指針トモ云フベクシテ其力タルヤ法律ト云ヘトモ之ガ為メニ其法威ヲ左右セラル、ニ至ル……

主権ハ又人民公衆ノ力ニ彰ハルトハ乃人民ガ其暴虐ナル政府ニ叛キ遂ニ之ヲ仆シテ以テ新政府ヲ建ツルガ如キヲ云フナリ（家永編著前掲書、四六ページ）。

この文脈をみるかぎり、合川は、「主権在民」、すなわち国民主権主義の観点に立つて、世論と公衆の力量を評価し、抵抗権を認めているかのようである。それは、アメリカ合衆国のヴァージニアの権利章典（一七七六年）のなかの「社会の多数のものは、その政府を改良し、変改し、あるいは廃止する権利を有する」という条項、さらには「権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そしていかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福とをもたらすべしとみとめられる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる」というあの独立宣言（一七七六年）を髪ふつさせるものがある（前掲『人権宣言集』一〇九、一一四ページ）。事実、合川は、つぎのように国民主権の理想が現実化していく傾向とアメリカ合衆国の独立の意味に着目していた。

一千八百年代ニ至リ自主自由ノ論漸ク全社会ニ蔓延シ政府ノ転覆国体ノ改革風頓ニ各邦国ニ流布スルニ及ビ人

民主権ノ理稍積年ノ濛霧ヲ脱スルヲ得タリ亜米利加合衆国ノ如キハ其人民ノ名ヲ以テ独立ヲ公告シ人民ノ名ヲ以テ憲法ヲ創定シ以テ人民ハ主権者タル理ヲ明挙セリ(家永編著前掲書、四七ページ)。

ところで、合川はこの小冊子で、西欧の「自主自由ノ思想」をとりあげているだけではなく、「压制ノ荆棘卑屈ノ空気」が流れている東洋社会においても、「人民主権」の理が知らず識らずの間に社会で認識されている事実を、中国の場合を例にとつて説明していく。それは、憲法としてではなく思想論として位置づけられているので問題は残るが、本書の一つの特色であるといえよう。思想論であるから、その内容については、ここでは省略する。

合川が、この『憲法原則』のなかで憲法論の原理として基本的におさえようとしていたのは「国政ノ主権ハ人民一
体ノ擅有」するところにあるということである。そのためか、最後の部分で国家と政府、そして人民との関係にふれていく。

既ニ説ク所ヲ以テ視レバ政府ハ人民一
体ガ仮リテ以テ其主権ヲ間接ニ使用スル具ニシテ政府万権ノ源ハ国家ノ主
権タルコト瞭乎トシテ信ヲ置クニ余アルベシ然リ而シテ国家ハ重事其機務ハ繁多其行動ハ広大ナリ政府ヲシテ能
ク其委任セラレシ威権ノ主旨ヲ確守シ時ニ応シ勢ヲ察シテ緩急斟酌其宜ヲ得総攬当ヲ失ハズシテ以テ国家ノ目的
ヲ達セシメンニハ一方ニハ其威権ヲ堅固ニシテ政令ノ壅遏事体ノ憔悴ヲ防ギ一方ニハ其権威ヲ裁制シ其濫用擅威
ヲ防禦スルノ道ヲ予備セザル可ラズ是即憲法ノ因テ以テ国家ニ欠クベカラザル所以ナリ……

憲法ニ精神ヲ附与スルコトハ何ゾヤ曰之ニ法^{サツシヨ}威ヲ与へ且其増損存廢ノ権ヲシテ人民一
体ノ手ニ在ラシムルヲ云
フナリ之ヲ約言スレバ人民一
体ハ自ラ憲法ノ上位ニ居ルヘキナリ(家永編著前掲書、五三―五四ページ)。

合川の憲法論は、こうして国民主権主義を原則として構成されていることが分かる。しかも、彼の憲法論は、家永編著『前掲書』に所収の発行不詳の『憲法』、『政治学』とつきあわせてみると、法律学と政治学の両面をもつものとして位置づけられ、憲法思想は国家・政府・主権の三つであり、憲法は広義でとらえると「政治組織ヲ定ムル所ノ法則ナリ」と、合川は論じていた（家永編著前掲書、一一一ページ）。それだけに、合川憲法学は、抽象的であり、アカデミズムの世界での講義であるとはいえ、当時の政治状況のなかで考察していくと、ラディカルゆえに注目されるとともに、また、波紋を投げかけていたらしい。

六 「国憲」の制定過程とイギリス流憲法の命運——結びにかえて

合川が英吉利法律学校でイギリス憲法を講義しているとき、伊藤博文を中心とする憲法制定の動きは、プロシア流立憲君主制にもとづく天皇の権限を強化する路線をたどっていた。井上毅のいう「君位君権」主義に立つ「欽定憲法之体裁」による憲法制定の方向である（『井上毅伝史料篇第二』国学院大学図書館、一三五ページ）。その井上は、憲法起草を委嘱され、明治一九年（一八八六）の秋ごろから起草に着手した。井上は、翌二〇年三月のころに未完成の「初稿」（第一試案）をつくりあげて伊藤博文のもとに提出することになるが、初稿をまとめるにあたって、草稿の一部ともみられる一一か条の説明付の試案を作成していた。

井上の一一か条の説明付試案の第一条には、「日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」と記してある。この文言は「初稿」の第一章皇室の第一条にそのまま掲げられていた。そして、「第二条？」に「天皇ハ大政ヲ総攬シ此ノ憲法ニ於テ勅定スル所ノ条款ニ循ヒ之ヲ施行ス」、さらに、「第三条？ 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ継

承ス」とある。ただしこの二か条については、欄外に朱書で書き入れがあり、井上の最初の試案では、天皇の大権を人民に明示するためには憲法に列挙するのではなく、上諭に譲るべきであるという強い意見にもとづいていた。だから、大政総攬、皇位継承の条も上諭に譲られていたのである(稲田正次『明治憲法成立史』下巻 有斐閣、四三―四九ページ参照)。

このようにみえてくると、すでに明治一五年の夏、伊藤博文はヨーロッパの憲法調査の途中でドイツのウィーンから岩倉具視宛への書信であきらかなように、「君主」は、立法行政の両組織の上にある「邦国の元首」で、だからこそ「法以て之を束縛すべからず」ととらえていた。この観点から、天皇は「不可干犯の地位に立つ邦国を統括」するという君主主義論が、国の基本法としての憲法の法形式のなかに具体化されつつあることがよく分かる(『伊藤博文伝』中巻、二九八―二九九ページ参照)。

ところで、帝国憲法の起草の経緯と起草については、井上毅の初稿の試案から最終草案にいたるまで、稲田正次『前掲書』が、四〇〇ページ余にわたり詳述しているのでこれを参照して考察していくと、天皇の「神聖」と「不可侵性」がすでに憲法の基本になっていることがよく分る。事実、伊藤は、後年、憲法草案の大綱にかんして、ヨーロッパの数か国の「君権民権共同」の制度とは異なり、「我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ。是を以て此憲法草案に於ては尊ら意を此点に用ひ、君権を尊重して成るべく之を束縛せざらん事を勉めたり」と演説していた(前掲『伊藤博文伝』中巻、六一六ページ)。しかも、このような憲法草案の制定思想は、自由民権運動の潮流のなかで台頭してきた国会開設請願運動の成果との関連で作成されていく各種の私擬憲法草案に対抗し、これを反駁して編みだされた面もあった。私擬憲法草案にかんしては、家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想 増訂版

第二版』（福村出版）、江村栄一『日本近代思想大系 憲法構想』（岩波書店）で知ることができるが、ここで強調しておきたいのは、井上毅をはじめ「国憲」制定の担い手たちは、交詢社系の憲法草案を目的にしていたことである。その事情は、明治一四年七月、当時の太政官大書記官であった井上毅が伊藤博文に提出した文書のなかで、各地の私擬憲法の検討、考究は「即ち福沢ノ私擬憲法ヲ根ニシタシ候外無之、故ニ福沢ノ交詢社ハ、即ち今日全国ノ多数ヲ牢絡シ、政党ヲ約束スル最大ノ器械ニ有之」としたためていた（『井上毅伝史料篇第四』四七ページ）。すなわち、井上は交詢社系の私擬憲法こそは、イギリス流の議院内閣制を中核とする憲法論であると強調し、文書のなかでプロシア流の憲法を制定する必要のあることを説いていた。

井上が注目し敵視する交詢社の私擬憲法案は、第一条から第七条におよぶ「第一章皇権」と「第六章民権」をみると、あきらかにイギリス流の憲法を踏襲している。『交詢雑誌』（明治一四年四月二五日号）に発表されたこの交詢社案は、私擬憲法の起草に大きな影響をあたえたという。それは、「第一条天皇ハ宰相並ニ元老院国会院ノ立法両院ニ依テ国ヲ統治ス」を前提に、「政務ノ責ハ宰相之ニ当ル」（第二条）、「国の歳出入租税国債及諸般ノ法律」は元老院と国会院の両院でこれを議決し、そして天皇の批准をえてはじめて「法律ノ効」（第三条）があると規定している政治組織の構想や「第六十九条日本国民ハ国安ヲ妨害スルニ非サレハ各自所信ノ教法ヲ奉スルノ自由ヲ有ス」という良心・信教の自由をはじめ、言論・出版の自由、人身の自由などの保障（第七十条―第七十七条）の規程から類推することができるとができる。

伊藤らが、右のようなイギリス型の憲法構想を否定するかたちで、プロシア型の欽定憲法の手続きをとり「君位君権」主義の「国憲」を制定しようとしていく過程で、合川がイギリス憲法を講義している事実は、あらためて注目し

なければならぬ。注目すべき点は、一つには政府自体が憲法の制定に追われ、「アカデミズム」の世界に介入する余裕がなかったのか、それとも、合川の講義録が彼の一年分の講義内容を示めしていたのにすぎなかったのかどうか、検討の術はないが、制約を受けていた恐れは多分にあった。というのは、「一 明治憲法制定前の『憲法学』」はじめにかえて」でふれたように、合川は英吉利法律学校では一年間しか講義をしていなかったからである。

合川が憲法講義で干渉や制約を受けていたとしても、合川のイギリス憲法への愛着は、その後も根強いものがあつた。かつて合川は、『憲法原則』の結語部分で、「余ハ窃ニ望ム吾邦人ハ他日其撰ム所ノ政体ニ倣ヒ憲法ヲ創制スルニ際シ此原則ヲ終始標準トナサンコトヲ」とのべていた。「此原則」とは、「人民一体ハ国政ノ主権者ニシテ至尊ノ位置無上ノ権勢ヲ占有スル者ナリ」という論で、これは、どのような政体にも適用できるという見解である。日本の場合にもこの原則を適用すべきであるというのが、どうやら合川の意見のようであった(家永編著前掲書、五五ページ)。この主張は、イギリス流憲法の発想にはかならない。

合川のイギリス憲法への執着ぶりは、大日本帝国憲法の発布後にも根強く残っているように思われる。それは、年代不詳ではあるが家永三郎氏が憲法発布後間もないころの著作ではないかと推定されている『帝国憲法』の解釈の方向のなかに読みとることができる。

この『帝国憲法』(家永編著前掲書、一二三―二七―一ページ)の内容は、大日本帝国憲法の基本原則と逐条解釈にあつた合川流見解によるものであつて、このこと自体詳細に叙述するに価するものとなつてゐる。というのはその冒頭で合川は、大日本帝国憲法については、民間の数多くの積義書と新聞雑誌の説明書や政府の註解書があるが、これらは「最モ精確ニシテ他ニ憑拠ス可キモノナシト妄信ス可カラズ唯タ是等ノ著書ハ之ヲ参考ト為スニ止マリ

憲法ノ義理ヲ確定スルモノニアラス」(家永編著前掲書、一一三ページ)と位置づけ、自著の参考性を高々と掲げていたからである。そのうえで、合川が大日本帝国憲法を解釈するにあたってとる基本原則は、「我国ニ於テ憲法ヲ制定セラレタルハ即チ維新以来ノ誓約ヲ履践シ我国ヲシテ立憲政体ナラシメントノ方法ナルカ故ニ立憲政体ノ原則ハ乃チ我憲法ノ基礎ト謂フ可シ」という観点であった(家永編著前掲書、一一四ページ)。

こうして、立憲政体にかんする根本原則を合川は提示して、その政体の良否の判断の拠り所になるとして、以下の八点を掲げ、大日本帝国憲法の解釈の前提にするという。「第一 君主ノ威嚴及権力ハ憲法ノ規定スル所タリ 第二 君主ハ憲法ノ明文ノミナラス又国ノ法律ヲ尊敬ス可キモノトス 第三 立法権ヲ行フニハ代議体ノ同意及商議ヲ要ス 第四 財政上ノ経画及租税ノ事ハ代議体ノ協力同意ヲ要ス 第五 政務ノ執行ニハ宰相ノ補佐ヲ要ス 第六 宰相以下官吏ノ責任ヲ確定スルコト 第七 司法権ヲ独立セシムルコト 第八 人民ノ私権ノミナラス又公権ヲ有スルモノトス」(家永編著前掲書、一一五ページ)。

こうして、合川は、これらの原則は「立憲政体ノ根本」であり、その意にもとづき大日本帝国憲法を解釈すべきであると説いていた。そこで合川は、このテキストで憲法の告文につぐ前文の「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ……」から逐条的に解釈していく。

合川は、前文において、「万世一系ノ帝位」にかんしては、欧米各国の「君主政体」とその基礎を異にするとのべ、コメントを差しひかえているが、天皇と憲法との関係について、「明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ」という一節に着目し、とりわけ「朕カ率由スル所ヲ示シ」意味を重視し、つぎのように解釈していた。

此一言ハ自ラ立憲国ニ適スル「憲法ハ君主ノ上ニ位シ君主ハ憲法ノ範圍内ニ立ツ」トノ主義ニ合体スルモノニシテ憲法ハ 皇帝陛下ト雖トモ之ニ由テ牽束ヲ受ケサセラル、トノ意味ヲ包含スルモノト謂フ可シ立憲君政ノ至重特性ハ此一節之ヲ約言スト云フヘキナリ(家永編著前掲書、二二八―二一九ページ)。

この解釈は、伊藤博文らの説く天皇の地位は超法規的であるという見解とまったく異なる。合川の説明は「帝位」が神聖にして一系の皇統に由来するという観念はそのままにして、だからこそ内部矛盾をはらんでいるとはいえ、天皇といえども憲法に拘束され、欧米の立憲君主制と共通しているという点にたどりつく。そして、天皇は、現時点だけでなく「皇子皇孫」にいたるまで、「国民一般ニ向テ憲法ニ率由シテ統治ノ大権ヲ執行スヘキノ義務ヲ負担シ給ヒシ者トス」とのべ、その義務は、「徳義的」にとどまるという。合川は君主は「法律上ノ制裁」は受けないと限定づけるが、それは君主が「独立ノ主権者」であるという解釈の覆いによっているようにみえるが、「君主ノ希望」を示する前文の趣旨から、「文明政府」の「人民ノ康福」を増進するその職分を強調していた(家永編著前掲書、二二〇、二二七ページ参照)。

合川の憲法前文の解釈は、ヨーロッパの君主国と共通する「立憲君政ノ要則」にもとづいている。この観点は合川の大日本帝国憲法の解釈の基調をなすものであり、なかならず「第一章天皇」の条文説明にも適用されていた。その強引な、ある意味では拡張解釈とも思われる合川の大日本帝国憲法論は、やがて一木喜徳郎流天皇機関説憲法論に引き継がれていく素地を提供していたのではないか。この点は、あらためて検証すべき課題であるが、イギリス憲法論は、合川をつうじてその命脈を保っていたということになる。

中央大学史紀要 第7号 1996年3月25日発行

正誤表(2018年11月現在)

号単位の正誤表です。該当箇所をご確認ください。

頁数	段	行数	誤	正	備考
82	表中	昭和13 年度	政治社会史	政治史及外交史	
170	上	10	10/25	12/25	